

指定短期入所生活介護事業所福寿荘 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意 いただきたい事を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人戸川会
- (2) 法人所在 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 1 3 0 7 — 1
- (3) 代表者 理事長 依 田 忠
- (4) 電話番号 0 5 5 6 — 2 2 — 7 5 3 1

2. ご利用施設

- (1) 施設名 指定短期入所生活介護事業所 福寿荘
- (2) 施設所在地他 山梨県南巨摩郡富士川町小室 1 2 4 1 番地
- (3) 施設長氏名 秋山 義宏
- (4) 電話番号 0 5 5 6 — 2 2 — 5 5 0 1
- (5) F A X 番号 0 5 5 6 — 2 2 — 5 8 1 5

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山梨県知事の指定		利用定員	市町村基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成 1 2 年 4 月 1 日	1970700025	5 4 名	非該当
短期入所生活介護	平成 1 1 年 1 0 月 1 日	1970700025	4 名	非該当
介護予防短期入所生活介護	平成 1 8 年 4 月 1 日	1970700025		

4. 施設の目的と運営の方針

- (施設の目的) 指定短期入所生活介護事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（施設の運営方針） 「ゆずの里」の住人として恵まれた自然を背景に、快適な生活環境の中で入所者、家族、職員とより良い人間関係により、真に暖かい安らぎの場となるように家庭的な雰囲気のもと、援助者であることを念頭に処遇を充実し、安心して生活出来るように努めます。

1 入所者への自立支援

入所者の意思及び人格を尊重し、個人の自立と自己実現を支援します。

2 サービス内容の充実

入所者の多岐にわたるニーズへ対応する専門的な知識、技術の取得、豊かな感性の心を備えて、入所者の信頼と納得の得られる質の高いサービスを目指します。

3 地域福祉活動の拠点

行政、サービス事業者等との連携と協調により、地域や家庭との結び付きを重視し、地域福祉活動の拠点となるいろいろな活動に貢献します。

5. 施設の概要

敷 地		4,937.50㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート2階建
	延 床 面 積	1,845.27㎡
	利 用 定 員	54名

（1）居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
2人部屋	3室・2室（短期入所）	54㎡・36㎡（短期入所）	9.00㎡
4人部屋	12室	396㎡	8.25㎡

（2）主な設備

設備の種類	数	面 積	備 考
食 堂	1室	49.50㎡	
機能訓練室	1室	32.33㎡	電磁式熱療法装置、マイクロ波治療器 電位治療器、干渉低周波治療器 電熱式ホットパック その他多種

設備の種類	数	面 積	備 考
一般浴室	1 室	3 6 . 9 2 m ²	
機械浴室	1 室	6 8 . 1 7 m ²	
医務室・静養室	1 室	3 3 . 0 0 m ²	
洗面所・手洗所	1 階 1 箇所 2 階 1 箇所	1 6 . 5 0 m ²	
便 所	1 階 2 箇所 2 階 2 箇所	3 0 . 6 6 m ² 4 4 . 7 5 m ²	身障害者用他

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

※冷暖房完備。

6. 職員体制

従業員の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長	1	1				有
医 師	2				2	有
事 務 員	1	1				
生活相談員	2	1	1			社会福祉主事等
看護職員	4	2	1	1		有
介護職員	23	17		6		有
管理栄養士	1	1				有
機能訓練指導員 (再掲)	1		1			
介護支援専門員	1		1			有
そ の 他	3			3		

7. 主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	日勤 8:30～17:30
医師 内科医（嘱託）	毎週 月曜日等 14:00～16:00
精神科医（嘱託）	毎月 指定曜日2回 13:30～14:30
生活相談員	日勤 8:30～17:30 9:00～18:00
看護職員	早番 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00
介護職員	早番 7:00～16:00 7:30～16:30 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00 遅番 9:30～18:30 10:00～19:00 夜勤 16:00～ 9:45 23:30～9:00
管理栄養士	日勤 9:00～18:00
機能訓練指導員（兼務）	日勤 8:30～17:30 9:00～18:00
理学療法士（嘱託）	毎月 2回 14:00～15:30
介護支援専門員（兼務）	日勤 8:30～17:30 9:00～18:00

8. 施設サービスの概要と利用料

（1）介護保険の基準サービス

①食 事

- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
 - ・栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- （食事時間）

朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

②排 泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

③入 浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

④離床、着替え、整容等

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、朝夕着替えを行えるように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は随時行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により理学療法士の指示のもと、入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機

能の低下防止するように努めます。

⑥娯楽等

- ・当施設では、潤いある変化に富んだ生活を送っていただくために、レクリエーション、クラブ活動の援助をします。

<サービス利用料金>

- ・下記の料金表によって、利用者の要介護度及び負担割合に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた（１割又は２割、３割負担）と食費及び居住費の合計金額をお支払いください。（サービスの料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

①基本サービス費

（１割負担者・１日あたり）

1. 利用者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 6, 030円	要介護度 2 6, 720円	要介護度 3 7, 450円	要介護度 4 8, 150円	要介護度 5 8, 840円
2. うち保険から	5, 427円	6, 048円	6, 705円	7, 335円	7, 956円
サービス利用に係わる自己負担 (1-2)	603円	672円	745円	815円	884円

（２割負担者・１日あたり）

1. 利用者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 12, 040円	要介護度 2 13, 440円	要介護度 3 14, 900円	要介護度 4 16, 300円	要介護度 5 17, 680円
2. うち保険から	10, 836円	12, 096円	13, 410円	14, 670円	15, 912円
サービス利用に係わる自己負担 (1-2)	1, 204円	1, 344円	1, 490円	1, 630円	1, 768円

（３割負担者・１日あたり）

1. 利用者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 18, 090円	要介護度 2 20, 160円	要介護度 3 22, 350円	要介護度 4 24, 450円	要介護度 5 26, 520円
2. うち保険から	16, 281円	18, 144円	20, 115円	22, 005円	23, 868円
サービス利用に係わる自己負担 (1-2)	1, 809円	2, 016円	2, 235円	2, 445円	2, 622円

☆利用者がいまだ要介護認定を受けていない又は介護保険分限度額認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

②食 費

- ・食費とは、食材料費＋調理費に相当します。
- ・食費のご負担は1食毎となっております。但し、特定入所者介護サービス対象者については、負担上限額があります。
- ・1食あたりの食費は、次のとおりです。なお、昼食にはおやつ代が含まれます。

ア) 特定入所者介護サービス費対象者

朝食（372円）	昼食（551円）	夕食（522円）	計：1,445円
----------	----------	----------	----------

イ) 4段階対象者

朝食（420円）	昼食（620円）	夕食（560円）	計：1,600円
----------	----------	----------	----------

- ・食費の負担額上限については、次の通りとなっています。

負担段階	金額	基準
第1段階	300円	老齢福祉年金受給者等
第2段階	600円	市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円／年以下
第3段階①	1,000円	市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円／年超120万円以下
第3段階②	1,300円	市町村民税世帯非課税者等・年収が120万円／年超
第4段階	1,600円	市町村民税課税世帯者・上記1～3段階に該当しない人

- ・入所退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。
- ・入所退所時間の変更に伴う、食事のキャンセルについては、下記の時間までにご連絡下さい。連絡がなき場合は、食費のご負担をお願いします。

朝食のキャンセル	前日の18：00までにご連絡下さい
昼食のキャンセル	当日の9：30までにご連絡下さい
夕食のキャンセル	当日の14：00までにご連絡下さい

☆食事の追加に関しては、連絡の上、ご相談下さい。

③滞在費

- ・滞在費とは、利用者の滞在に要する費用です。報酬類型は、多床型となります。滞在費として光熱水費及び室料が対象となります。
- ・光熱水費には、食事調理に要する光熱水費も含まれます。
- ・特定入所者介護サービス費対象(介護保険法第51条の2第1項で定められた者)となる利用者の自己負担額については次の通りです。

負担段階	金額	基準
第1段階	0円	老齢福祉年金受給者等
第2段階	430円	市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円／年以下
第3段階①	430円	市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円／年超120万円以下

第3段階②	430円	市町村民税世帯非課税者等・年収が120万円／年超
第4段階	915円	市町村民税課税世帯者・上記1～3段階に該当しない人

(2) その他介護給付費サービス加算

加 算	内 容	利用者 負担額		
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 8割以上または、介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 3 割 5 分以上配置した場合	2 2 円	4 4 円	6 6 円
夜間職員配置加算（Ⅰ）	所定の配置数より 1 名以上の夜勤職員を配置した場合	1 3 円	2 6 円	3 9 円
療養食加算	療養食を提供した場合加算されます（1 回につき）	8 円	1 6 円	2 4 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定の単位数にサービス別加算率（14. 0%）を乗じた単位数を加算されます			
送迎加算	居宅と当施設との間の送迎を行った場合、片道につき右記金額が加算されます	1 8 4 円	3 6 8 円	5 5 2 円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的にショートステイ利用を行うこととなっていない場合に緊急にショートステイを利用された場合に 7 日を限度として加算されます	9 0 円 （7 日を限度）	1 8 0 円 （7 日を限度）	2 7 0 円 （7 日を限度）
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合に加算されます。	1 2 0 円	2 4 0 円	3 6 0 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動心理症状が認められ、緊急にサービスの利用が必要であると医師が判断した場合に 7 日を限度として加算されます。	2 0 0 円 （7 日を限度）	4 0 0 円 （7 日を限度）	6 0 0 円 （7 日を限度）
長期利用者に対する減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み当施設に連続して 3 0 日を超えて利用されている場合、連続 3 0 日を超えた日から減算されます	基本サービスから 1 日につき 3 0 円減算		
※上記加算については、該当者のみ加算されるものがあります。				

(2) 介護保険の基準外サービス

< サービス利用料金 >

☆以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

① 理美容

- ・毎月2回の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

料金：1回あたり 実費をご負担いただきます（例. カット 2, 200円／回）

②. レクリエーション、クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

③日用品費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は負担となります。

④移送に要する費用

- ・利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。（通常の実施地域を越えた場合）

料金：キロ 30円

- ・本人の希望による協力医療機関以外の通院等

⑤電気料等

- ・利用者の持込品等の電気料相当額（例、個人専用のテレビ、ラジオ、電気アンカ、電気毛布等）
自己負担額：別紙その他日常生活費等利用申し込み徴収同意書のとおり（リース代は無料）

⑥付き添い人件費

- ・受診時等の付き添いにて、人件費とし1回につき1,000円費用がかかります。

⑦特別な食事

- ・通常のメニューのほかに、利用者の希望による特別食をご用意いたします。

⑧その他

- ・日常生活にかかわる費用等は別途実費相当分等をお支払いいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金の支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、原則指定口座からの自動振替とさせていただきます。利用料は、利用月末締めで指定口座から翌月の20日に自動振替となります。

（４）利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの追加することができます。この場合にはサービスの実施予定日前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合すでに実施されたサービスに係わる利用料金はお支払いいただきます。

9. 相談・苦情の受付について

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、相談、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室（担当：生活相談員 佐藤 幸人）までお気軽にご相談ください。相談・苦情に関する問い合わせは次の通りです。

①受付時間

午前9時00分から午後5時00分

②施設の住所及び電話番号

〒400-0512 山梨県南巨摩郡富士川町小室1241番地

(TEL) 0556-22-5501

(FAX) 0556-22-5815

③相談・苦情解決責任者

特別養護老人ホーム福寿荘 施設長：秋山義宏

④相談・苦情受付担当者

特別養護老人ホーム福寿荘 生活相談員：佐藤幸人

⑤第三者委員

(戸川会監事)：〒400-0601 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢716 樋口 昇 TEL：0556-22-1838

(戸川会監事)：〒400-0503 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1233-1 深澤健夫 TEL：0556-22-1477

⑥相談・苦情解決方法

I. 相談・苦情の受付

相談・苦情は電話、面接、書面等により相談・苦情受付担当者（以下は担当者とする）が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

II. 相談・苦情受付の報告・確認

担当者が受け付けた内容を相談・苦情解決責任者と第三者委員会（第三者委員会への報告は相談・苦情申出人が希望した場合）に報告します。

III. 苦情解決のための話し合い

相談・苦情解決責任者は、申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

IV. 本法人で解決できない相談・苦情は行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

富士川町福祉保健課	所在地： 山梨県南巨摩郡富士川町長沢 2347-2 電話： 0556-22-7207 FAX： 0556-22-2761 受付時間： 9：00～17：15
山梨県運営適正化委員会	所在地： 甲府市北新1-12-1 山梨県福祉プラザ4階 電話： 055-220-3030 FAX： 055-254-8614
山梨県国民健康保険団体連合会	所在地： 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35（自治会館内） 電話： 055-223-2111 FAX： 055-233-1204 受付時間： 9：00～17：00

10. 事故発生時の対応

事故発生に対しては未然に発生しないように対応しています。万が一の事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号	診療科	入院設備
峡南病院	小川伸一郎	富士川町鰍沢 1806 番地	0556-22-4411	内科、外科、 循環器科他	40 床
富士川病院	渡邊義孝	南巨摩郡富士川町鰍沢 340-1	0556-22-3135	内科・外科 整形外科他	158 床

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号
早川歯科医院	早川 進	南巨摩郡富士川町鰍沢 706	0556-220526

13. 非常災害時の対策

災害時の対策	別途定める福寿荘消防計画に則り対策を行います。
近隣との協力関係	富士川町消防団及び小室区との近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を協定しています。
平常時の訓練	別途定める福寿荘消防計画に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー……あり ・室内消火栓……3 箇所 ・防火扉……1 箇所 ・非常階段……2 箇所 ・非常通報装置……あり ・非常電源……あり ・誘導等 ……12 箇所 ・自動通報装置……あり ・ガス漏れ報知器……あり ・カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。

災害時の対策	別途定める福寿荘消防計画に則り対策を行います。
消防計画等	峡南広域行政組合消防本部への届出日 平成 29 年 6 月 5 日 防火管理者 佐藤 幸人

14. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来 所・面 会	面会時間 10:00～11:30・14:30～16:00 完全予約制 （面会日の 2 日前） 来訪者は面会時間を遵守し、必ず感染予防対策を行い、名簿に記入してください。
外 出	外出時の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の 利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

喫 煙・飲 酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。 飲酒は原則的にできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持品の管理	入所時に物品調書に記入し、管理把握をします。
現金等の管理	自己責任において管理する場合は、紛失等による責任は負いません。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内でのペットの持込及び飼育はお断りします。